

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第29回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2023年11月13日、第29回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、「加入者のための企業年金の見える化」について、議論が実施されました。

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36339.html

【議事】

■事務局より、資料2、資料1の順で説明が行われた後、議論が行われました。

1. 事務局説明：資産運用立国について（厚生労働省HP 資料2）

事務局より、2023年10月27日に開催された「第2回資産運用立国分科会」における厚生労働省からの説明について、以下の趣旨の発言がありました。

（当該分科会の議事内容は、現時点では非公表）

○第2回資産運用立国分科会において、以下内容を説明したうえで、厚生労働省からの提出資料について説明を行った。

- ・企業年金を含む私的年金制度は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度であり、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。こうした役割を最大限に発揮し、企業年金の加入者等の利益を最大化するために、企業年金の運用力の向上等の取組を検討していきたい。

- ・厚生労働省において、企業年金・個人年金部会で、次期制度改正に向けた議論とあわせて資産運用立国に向けた施策の検討が進められている。施策の実施にあたっては、以下を踏まえて検討する必要がある。
 - －企業年金は退職給付の一つであり、その内容について、労使ごとに合意をされ決定されるものであること。
 - －DB ごとに成熟度、リスク許容度、人的リソース等が異なり、目指すべき運用も異なること。
 - －DB の運用目標を引き上げた結果、給付の減額等、加入者の不利益に繋がる事態に繋がらないように、運用環境悪化のリスクも踏まえること 等

《参考》メルマガ 2023 年 10 月 31 日「第 2 回資産運用立国分科会」の開催について

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2023/magazine/n388_nenkin_magazine_20231031.pdf

2. 事務局説明:加入者のための企業年金の見える化(厚生労働省 HP 資料 1 を基に記載)

以下の事項が、本日の論点として示されました。

○加入時から受給時までの各フェーズにおける見える化の取組

「加入者のための」企業年金の見える化について、以下について議論を行う。

- ・資産運用立国に向けた議論も踏まえ、加入者のための見える化の意義
- ・企業年金 (DB・企業型 DC) の加入・加入期間中・退職時／受給時の各フェーズに応じた情報提供や周知のあり方
- ・いわゆる選択制 DC・選択制 DB 加入時の周知のあり方 等

○DB の見える化

《加入時》

- ・現在、制度加入時に周知義務はないが、加入時に周知を義務づけるべき事項はあるか。
- ・いわゆる選択型 DB (選択制 DB) について、制度加入時の周知のあり方をどのように考えるか。

《加入期間中》

【加入者への業務概況等の周知】

- ・加入者に周知・情報開示すべき事項は何か。
- ・加入者へのわかりやすさの観点から取り組むべき事項は何か。
- ・各 DB の形態や給付設計等に応じ、どのような取組を各 DB に求めるべきか。

【運用状況等の情報開示】

- ・加入者にとってより適切な運用方法や運用受託機関が選択されるために情報開示

を行うべき事項は何か。

- ・情報開示の対象事項はどうあるべきか。
- ・加入者が情報開示による他社と比較を行うことの意義や効果は何か。
- ・他社との比較という観点も踏まえ、情報開示の主体はどうあるべきで、手法は何によるべきか。

《退職時／受給時》

- ・退職時／受給時において周知すべき事項や実施すべき取組は何か。

○企業型 DC の見える化

《加入時》

- ・DC において、加入時の制度理解と商品選択は重要な場面であり、情報開示、情報提供と投資教育を行っていくことが必要。
- ・加入者が自身にとって適切な商品選択を行うために周知すべき事項・行うべき取組として、現在から更に進めるべきことは何か。
- ・運営管理機関が商品のラインナップや商品の運用方法・手数料等についてわかりやすく加入者に示すためにどのようなことを働きかけるべきか。
- ・事業主の商品ラインナップの理由の説明を適切に行うためにどのような取組が必要か。
- ・いわゆる選択型 DC（選択制 DC）について、制度加入時の周知のあり方をどのように考えるか。

《加入期間中》

- ・RK による個人別管理資産額等の加入者等への通知について、通知すべき事項や通知のあり方について更に取り組むべき事項はあるか。
- ・加入者が引き続き適切な商品選択を行う観点から周知すべき事項は何か。
- ・将来の受給額の推計の加入者への周知の取組を進めるべきか。実施に当たって検討すべき事項は何か（経済前提や運用利回りに関するルールメイキングなど）。

《退職時／受給時》

- ・受給開始前の転職時などに、移換手続きを適切に行うために周知すべき事項や実施すべき取組は何か。
- ・受給時に裁定手続きや、受給期間中の運用等について周知すべき事項や実施すべき取組は何か。

3. 委員からの意見（一部抜粋）

《見える化についての議論全体を通して》

- ・見える化は、加入者・受給権者のため、という軸がぶれないように議論を行うことが必要。
- ・「周知」の意味について。知ろうと思えば知りうる状態か、職場で広く知れ渡る状

態かを区別して考える必要がある。情報の内容によっては、資料を開示するだけに留まらず、加入者に内容がどのくらい知れ渡っているか、配慮が必要なものもある。

《DB の見える化について》

- ・現行においても、DB において開示すべき事項は網羅されており、米国と比較しても遜色はないと思っている。その前提で、延長として、上場企業においては財務諸表に開示を義務付けることや、現在事業年度ごとに厚生労働省に提出されている事業報告書、決算に関する報告書を、厚生労働省が米国の仕組みに倣って開示する等が考えられる。DB は専門用語が多く難しいので、(現在審議中の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に規定されている)金融経済教育推進機構による、開示物の見方の解説等があれば望ましい。とりわけ DB は予定利率だけを比較しても全く意味がないといったことも、そこで強調しておきたい。
- ・約束した給付がなされれば良いので、他社の情報を開示する必要はない。事業主の負担が大きくなると DB をやめかねないので慎重になるべき。
- ・他社比較のための情報開示については疑問。DB 制度は、人事戦略等に基づき労使合意のもとに決定されるため、それぞれの制度の前提、内容が異なる中で、加入者にとって真に有益な情報とは何か、他社との比較を行う目的は何かを整理したうえで、開示の是非と要否を検討するべき。
- ・事業報告書、決算に関する報告書については、厚生労働省の HP で一般に公表すべき。
- ・当該年度の運用利回りや、運用受託機関、コンサルタント会社、総幹事会社等への手数料についても公表を義務付けるべき。(資産の極大化を求めるための開示要請ということではなく、これまでの受託者責任についてのさらなる要望との位置付け。)どこにどれだけ費用を使って、結果こうなったという情報を公表し、他社比較することで、運用力強化に繋がる。過度な負担は DB からの撤退を招く、という意見があるが、大切なことは加入者のための見える化であり、企業にとっても費用対効果の面で比較検討に繋がるので、メリットが大きいと考える。

《企業型 DC の見える化について》

- ・現時点においても情報開示が進んでいると思うが、DC においては対個人での開示になるので、より分かりやすさの工夫が必要。DC の情報開示というと資産運用が中心であるが、転職時、退職時、受給時の情報開示やサポートも充実が必要と思う。
- ・DC の運用商品の比較可能性を高めることは実施事業主にとって重要。運用商品の他社比較については、運用商品の選定責任を負っている運営管理機関が主体的に対応するべき。
- ・各 DC の運用商品のラインアップと、信託報酬も厚生労働省の HP で一般に公

表すべき。合理的な資産運用ができる適切な商品ラインアップが求められている。公表で他社比較が可能になることで、自社のラインアップの改善点が見えやすくなる。

《選択制 DB・選択制 DC について》

- ・企業年金にするか給与にするかで、税金や将来の給付が変わる。従業員が、しっかり説明をうけて、正確に制度を理解したうえで選択できているか疑問。選択制 DC については法令解釈通知において事業主が従業員に社会保険・雇用保険等の給付額への影響等を説明することとしている。DB については明文化されていないので、対応すべき。

最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202311-170-0335-D